

令和2年3月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和2年3月18日(水) 14時30分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	池松教育長、廣田委員、浦川委員、小松委員、森委員
出席職員	島村政策監、本田教育次長、中尾総務課長、小野下県立学校改革推進室長、竹中福利厚生室長、日高教育環境整備課長、上原教職員課長、木村義務教育課長、鶴田高校教育課長、立木児童生徒支援室長、分藤特別支援教育課長、山口生涯学習課長、吉田新県立図書館整備室長、草野学芸文化課長、松崎体育保健課長、高鍋義務教育課人事管理監、本村高校教育課人事管理監、小柳体育保健課体育指導監、林田教育センター所長、渡邊理事兼長崎図書館館長
教育長報告	<p>(池松教育長)</p> <p>それでは、3月定例会を再開いたします。 では、私の方から1点御報告いたします。 「長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」で、臨時代理により処理しました事項について御報告いたします。 「2月定例県議会に提出される議案の作成に対する教育委員会の意見について」でございます。 2月25日に開会の令和2年2月定例会に上程された議案の中の、教育委員会関係の議案については、お配りしております教育長報告資料の2ページにありますとおり、2月14日付で、知事から議案の作成に対する意見を求められ、資料1ページのとおり、臨時代理により、特に意見はない旨回答をいたしました。 なお、議案の内容については、この後、総務課長から説明をいたします。 以上、私からの報告は終わります。 総務課長、説明をお願いします。</p> <p>(中尾総務課長)</p> <p>令和2年2月定例県議会における議案について、御説明いたします。教育長報告資料の3ページを御覧ください。 2月定例県議会における教育委員会関係の議案は、こちらに記載のとおり、経済対策補正については、2月27日に可決をされ、そ</p>

の他の議案については、文教厚生委員会及び分科会において、3月10日に可決すべきものと決定をされました。明日19日の本会議において議決の予定でございます。

各議案の概要につきまして御説明いたします。

令和2年度当初予算について、4ページから5ページにかけて、各課の予算一覧をお示ししております。

5ページの一番下の計のとおり、令和2年度当初予算は1,352億9,976万9,000円、令和元年度当初予算と比較しますと、9億3,524万4,000円の減となっており、その主な理由は、教職員給与費の減であります。

主な予算計上費用については、資料6ページから7ページにかけて記載のとおりであります。9月、11月の定例教育委員会において御協議いただきました新規拡充事業については、事務費の精査等を行い、予算化することができております。

8ページを御覧ください。令和元年度2月補正予算につきましては、給与費に、その他行政経費の執行状況に応じた調整のため、全体で20億7,157万5,000円の減額をしています。

9ページを御覧ください。これは、2月補正予算のうち、国の補正予算に適切に対応するため、必要な予算を追加したもので、すべての県立学校への高速通信ネットワーク環境を整備する、「すいすいスクールネットワーク整備事業」などに係る経費として、14億760万6,000円の増額をしております。

次に、条例案件及び計画案件について、御説明いたします。10ページを御覧ください。第20号議案は、会計年度任用職員制度の創設に伴い、(1)職員のサービスの宣誓に関する条例を一部改正し、会計年度任用職員の任用形態や任用手続が様々であることから、サービスの宣誓について、正規職員とは異なる定めができるよう規定するもの、また、(2)議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を一部改正し、公務災害補償の基礎となる額の算定方法を定めるものであります。

11ページを御覧ください。第21号議案については、柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することで、職員がその能力を十分発揮しながら効率的に勤務できる環境を整備し、公務能率の向上につなげるため、フレックスタイム制を導入し、制度利用者の勤務時間の割振り等について条例に規定するものであります。

13ページを御覧ください。第38号議案については、児童生徒数等により算定される教職員定数の増減などに伴い、所要の改正を行うものであり、令和2年度の小学校、中学校、高等学校、特別支

援学校の合計の教職員定数は、平成31年度から12名減の1万3,126人となります。

14ページを御覧ください。第39号議案については、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置が、令和元年12月に改正されたことに伴い、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置として、教育職員の業務の量の適切な管理等を行う上で必要となる勤務時間の上限等を、服務監督を行う県や、市町教育委員会において規則で定めるため、所要の改正をするものであります。

16ページを御覧ください。第40号議案については、県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の毀損等を行った場合の罰則等について改正を行うものであります。

18ページを御覧ください。第41号議案については、公の施設としての長崎県立対馬歴史民俗資料館の博物館機能について、対馬市が整備する対馬博物館へ移転し、調査研究を行う地方機関として組織改編を行うに当たり、当該施設の設置及びその管理に関する事項を定めた当条例を廃止するものであります。

次に、計画案について、19ページを御覧ください。第76号議案は、第三期長崎県立高等学校改革基本方針について、長崎県行政に係る基本的な計画についての議会の議決事件と定める条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

以上で、令和2年2月定例県議会における議案についての御説明を終わります。

(池松教育長)

ただいまの説明について、御質問等はありませんか。特にないようですので、定例教育委員会の冊子3について、審議をいたします。

冊子3

第38号議案

第38号議案について、提案理由の説明をお願いします。

(小野下県立学校改革推進室長)

ただいまお配りいたしました、第38号議案「長崎県立学校管理規則等の一部改正について」説明申し上げます。

提案理由は、記載しております、職及び学科の廃止に伴うものでございます。

改正要旨の1は、用務員、調理員、介助員の職の廃止を行ったことに伴い、正規職員の配置がなくなったため、長崎県立学校管理規則及び長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正し

質 疑	<p> ようとするものであります。 2は、平成30年度に募集停止とした、中五島高校「商業科」、西彼農業高校「施設園芸科、食品流通科、生活科学科」、佐世保商業高校「総合ビジネス科」を同様に、平成30年度に募集停止とした、希望が丘高等特別支援学校「普通科」について、生徒が今年度で卒業したことに伴い、長崎県立学校管理規則の一部を改正しようとするものであります。 以上で説明を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。 </p> <p> (池松教育長) これより第38号議案について審議討論を行います。御質問等はありませんか。 </p> <p> (廣田委員) 「1 技師の廃止」です。用務員、調理員、介助員は職として無くなったのでしょうか。 </p> <p> (上原教職員課長) 用務員、調理員、介助員につきましては、以前は正規職員を任用していましたが、平成19年度から非常勤職員化してきました。現在、正規の職員はいません。 </p> <p> (廣田委員) 非常勤職員としては、存在しているということですね。 </p> <p> (上原教職員課長) 調理員は完全に民間委託しています。用務員と介助員の業務を行っている職員は非常勤職員として在籍していますが、正規職員はいません。 </p> <p> (池松教育長) ほかにございませんか。 ないようであれば、質疑討論をとどめて、裁決いたします。 第38号議案は、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。 </p> <p> 「異議なし」と呼ぶ者あり </p>
-----	--

<p>可 決</p> <p>協 議(1)</p>	<p>(池松教育長)</p> <p>御異議ないものと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決することに決定されました。</p> <p>続いて、協議事項に入ります。</p> <p>協議事項(1)(2)については、2月定例県議会において、関係条例が議決された後、事務の委任等に関する規則で、臨時代理により処理させていただきます。</p> <p>では、協議事項(1)について、協議内容の説明をお願いします。</p> <p>(本村高校教育課人事管理監)</p> <p>冊子3の2ページを御覧ください。協議事項(1)「長崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」説明させていただきます。</p> <p>まず、概要についてです。令和元年12月11日付で、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布され、同法第7条で、文部科学大臣は教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものと規定されました。その後、令和2年1月17日に文部科学省から指針が告示され、各地方自治体の条例や規則等へ反映させた上で、上限方針が実効性ある形で進めることが求められております。このことを受け、県教育委員会におきましても、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正を2月定例県議会に上程しており、その条文の中で、業務量の適切な管理、その他、教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、教育委員会規則で定めるものとしたしております。本日は、その規則の制定について、協議をお願いするものであります。</p> <p>まず、「1 規則案の内容」ですが、別紙1を御覧ください。</p> <p>規則名は、「長崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を考えております。</p> <p>目的を第1条で示し、現在、一部改正を県議会に上程中の給特条例第8条の規定に基づき、県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等について、必要な事項を定めることとしております。</p> <p>定義を第2条で示し、第2項で、在校等時間及び所定の勤務時間について定めております。</p> <p>上限時間の原則を第3条で規定し、1箇月の時間外在校等時間は45時間、1年間の時間外在校等時間は360時間としています。</p> <p>特別な事情の上限時間について第4条で示し、児童生徒等に係る</p>
----------------------------------	--

質 疑	<p>通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的な時間外の業務を行わざるを得ない場合の上限時間の範囲を示しております。</p> <p>第3条の上限時間の原則及び第4条の特別な事情の上限時間の記載については、文部科学省の指針に合わせた記述としております。</p> <p>第5条のその他の事項として、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項につきましては、教育委員会が別に定めることとしております。</p> <p>この県教育委員会が別に定めるものとして作成いたしましたのが、2月の定例教育委員会でお諮りした上限方針とアクションプランです。本来であれば、規則があり、方針及びアクションプランとなるべきでしたけれども、作業の都合上、前後してしまいました。</p> <p>なお、施行日は法及び条例等の施行日と同時期の令和2年4月1日を予定しております。</p> <p>説明は以上です。御協議をよろしくお願いいたします。</p> <p>(池松教育長) 御質問等ございませんか。</p> <p>(廣田委員) 条例が可決後、教育委員会で規則案を定めると、必ず守らないといけません。3ページ一番下の「特別な事情の上限時間」です。1箇月時間外在校等時間100時間未満、1年間時間外在校等時間720時間について現在の実態はいかがでしょうか。例えば教頭先生では該当となる方が多かったと思います。</p> <p>(本村高校教育課人事管理監) 100時間以上の実態ですが、本年度は4月から11月まで集計しています。100時間以上の超過者は全体の3%です。昨年度、4月から3月までの状況は6%でした。</p> <p>なお、720時間につきましては、昨年度は集計をいたしておりません。本年度は、年度末に集計をしますので、現時点では把握していません。</p> <p>(廣田委員) 規則になれば学校現場は守らないといけません。可能でしょうか。それと、5ページの第8条の3行目に「業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものと</p>
-----	---

する」と書いてありますが、具体的にはどのような措置ですか。

(本村高校教育課人事管理監)

措置については、説明の中で触れさせていただきましたが、上限方針とアクションプランを作成しています。これは、2月定例教育委員会でお諮りしました。上限方針は上限時間を定め、各学校で留意していただきたいこと等を記載しております。

また、アクションプランについては、上限方針をもとに、具体的な取組みを記載しています。県教育委員会が取り組んでいこうとするもの、学校現場で学校として取り組んでいこうとするもの、そして、先生方一人ひとりが心がけてやっていただきたいことを、主に3項目に分けて記載しています。やっていく中で改善点もあろうかと思しますので、このアクションプランにつきましては、年度ごとに見直しながら、進めていきたいと思えます。

(廣田委員)

前回説明していただきましたので概ね理解しているつもりですが、3%の人たちは、学校の中心となって動かしている方です。大変な思いを抱えながら、仕方なく時間超過となっています。そういう人たちが、規則に違反した際に罰則がありますか。これは努力目標なのか、罰則を伴うものですか。

(本村高校教育課人事管理監)

上限時間については、罰則を伴いません。ただ、学校の中で、上限時間を超えて80時間、100時間になっている方は、やはり業務量がその方に偏っているということです。学校として適正化を図っていくことは非常に大事だと思います。

(廣田委員)

過労死等を防ぐために、このような規則を定めることは、教育委員会として適切なことです。学校現場でやっていけるように、アクションプラン等、学校現場に説明していただきたいと思えます。

(小松委員)

第1条の4行目です。「業務の量の適切な管理」「その他」の間に「、」もしくは「・」が入らないと、文章がどこに続いていくのかよく分かりません。もしくは要らないのか。つながり方がおかしいかなと思えます。

(本村高校教育課人事管理監)

国が示した指針の文章を第1条に持ってきています。

(池松教育長)

国の指針があるということですか。

(本村高校教育課人事管理監)

はい。

(池松教育長)

条例、法律の書きぶりです。定型文としては間違っていないと思います。

(小松委員)

第3条の45時間、360時間、どのようにしてこれ以下にできるか、ということがベースだと思います。第4条は、例外的なものです。毎日、もしくは毎月、先生方のデータを個人ごとにちゃんと毎日とること。それも正しいデータをとること。そして、それがどういう状態になっているかチェックする仕組みを作る必要があります。

実際、45時間、360時間を超えたときに、どのような再発防止をやるかを決めて、実務としてやれるようにしていただきたいと思います。どのように考えられていますか。

第4条は、それ以外の特別なことですから、この法の趣旨から言えば、本来は第3条をどのようにして守るのかということですか。こちらに力を入れないと、第4条は守れません。

(本村高校教育課人事管理監)

条文については今確認しました。このような形で国が示しています。

第3条については、45時間と360時間となっていますが、現在、出退勤管理システムを用いまして、45時間以上、80時間以上の方がどのくらいいるのか、毎月集計しています。

そして、個人で管理すると同時に、管理職も所属する職員について把握しなければなりません。

ある学校の取り組み例です。月末に先生方の時間数を見るのではなく、月の半ばに時間数を見て、超えそうな人がいたら、管理職が

早いうちに面談をして、指導している学校がありました。その学校は、8月から11月までに最も減っていた学校です。

また、4月から7月までに最も減っていた学校では、学校行事に着目していました。新入生の合宿を合宿形態ではなく、校内で行っていました。あるいは、学習合宿をある学年からは行わない学校もありました。

個人の管理、学校全体でできることを組み合わせながら、上限時間に近づけたいと思います。

(小松委員)

月の半ばでフォローするのは非常に良い取り組みだと思います。月末に超過した人をどうするのではなく、事前にこのような状況にあることを全員で共有して、自分たちの仕事の在り方に対して改めて取り組むことが必要だと思います。

いずれにしても、私どもの企業の中では、全部オープンになっています。誰が何日に何時間超過した、累計すると一箇月で45時間を越えたということです。45時間を超えた原因はなにか、そういう状態がいつまで続くのか、これを解消するためには、本人並びに上司はどうするのか、ずっとフォローするのか、社長に届けるというようなことまでやっておりますので、なかなか大変だと思います。

前回は申し上げましたが、とにかく意識を変える必要があります。今まで、時間外労働で一生懸命やるのが美でしたが、それは違うということです。そして、前向きな形で仕組みを作っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(浦川委員)

この規則名だから仕方ありませんが、条文の中に「適切な管理」とあります。行政では、このような言葉をよく使います。受ける方としては、適切な幅がものすごく大きいです。

だから、行政用語にもなるのかもしれませんが、是非これを、アクションプランとか運用の面では、きちっとした理解が進むようにして欲しいと思います。特に、小中学校では、業務量の見直しを本気で行う必要があります。退庁時間に帰らせても、みんな持ち帰って仕事をしています。

見かけ上の数値で躍らせられないような運用の見直しを行い、市町教育委員会の意識改革も含めてお願いします。

協 議（２）

（池松教育長）

ほかに御意見がないようですので、事務局としては、原案のとおり進めていただきたいと思います。

今、各委員から出た意見としては、実際の運用がどうか、ということだと思えます。この規則に定めた以上は、今までの価値、任意的な合意事項ではなく、まさに、県民に約束したということでもありますので、先に、文化を動かす意識改革をしなければなりません。4月1日から始め、すぐ45時間になるとはとても思えませんが、旗を立てた以上は市町の教育委員会も含め、県教委としてリードしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

続いて、協議事項（２）について、協議内容の説明をお願いします。

（草野学芸文化課長）

協議事項（２）「長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について」協議内容を御説明いたします。

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成31年4月に施行されたことに伴い、県指定有形文化財等の損壊や毀損に係る罰金額の引き上げなど、関係する条例の一部改正について、議会に議案上程しているところです。提案しております、長崎県文化財保護条例等の一部を改正する条例の第4条により、文化財保護条例の施行に係る事務のうち、市町へ権限を委譲する事務について、規則で詳細を定めるよう、条例の改正を提案しております。

7ページを御覧ください。右側の改正前は、小中学校の教職員の諸手当の認定事務を市町へ権限移譲するものでした。これに追加しまして、第2項として、文化財保護条例の施行に係る事務について記載を加えるものです。アンダーラインを入れた部分が、文化財保護法の施行令の改正に準じて、今回改正しようと考えているもので、現行条例と改正案の比較した資料を、参考として10ページ以降に添付をしておりますので、併せて御覧ください。

内容については、11月に御協議いただいたものと変更しておりません。県指定の史跡、名勝、天然記念物の指定地内での電線、ガスパイプ、水道管の改修など、県教育委員会の許可が必要な事務処理の一部を市町で処理できるよう、権限移譲をしようとするもので、市町には、この案をお示しして、全市町からは御了解をいただいております。

<p>質 疑</p>	<p>私からの説明は以上です。規則改正案について、御協議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>(池松教育長) ただいまの説明について、御質問等ございませんか。</p> <p>(廣田委員) 目的を読んで、原城跡地の一部に駐車場を無断で作ったことを思い出しました。それと関係はありますか。単なる権限移譲ですか。権限移譲をした場合に、水道管、ガス管などを改修した際に、文化財が壊されるようなことが起こらないか教えてください。</p> <p>(草野学芸文化課長) 今回の改正は、条例に記載していたものを規則化しようとするものです。内容については、遺跡地内での小規模な建物の改築、地面に影響を及ぼさない塗装の修理の方法、木竹の伐採等、軽易な現状変更の許可を市町に事務の権限を委譲しようとするものです。 原城の問題は、無許可で現状変更を行ったもので、国の指定文化財における、道路、駐車場等の設置など、大幅な現状変更については、文化庁の許可が必要でした。なお、今回の権限委譲で手続内容については変わっておりませんので、そういった史跡地内での、地面に影響を与えるような現状変更については、国の許可、県の許可が必要となってまいります。 県指定の事務が下ろされると、壊される恐れがあるのではないかとありますが、今回の条例改正において、毀損、損壊した場合、無許可で現状を変化した場合の罰則規定も併せて見直しました。罰金増額をして、抑制できるようにしようと考えております。 また、文化財は国も市町も今後活用を広げようと、権限を市町村に委譲する方向です。文化財の保存管理を適切にすること、保存と活用の両方が大事なことで、市町と連携して、文化財の毀損や損壊がないように、適切な管理に努めていきたいと考えています。</p>
<p>報 告(1)</p>	<p>(池松教育長) ほかにございませんか。特にないようであれば、事務局には、原案のとおり進めてください。 続いて、報告事項に入ります。 報告事項(1)について、説明をお願いします。</p>

(中尾総務課長)

報告事項(1)「令和2年2月定例県議会の概要について」御説明いたします。

ただ今お配りいたしました報告事項(1)の1ページを御覧ください。会議等日程につきましては、記載のとおり明日閉会をいたします。

議案につきましては、先ほど教育長報告の際に御説明をしたとおりでございます。

一般質問等については、2ページの3に記載のとおり、「ふるさと教育の充実について」をはじめ、11項目の質問がございました。その概要については、別冊でお配りをしております、報告事項(1)資料「令和2年2月定例県議会の概要について」1ページから9ページに記載をしています。

主な内容として御説明いたしますと、別冊資料の3ページを御覧ください。

県立世知原少年自然の家の運営について、吉村議員から、「地元市町からの要望や住民の思いを考えると、あり方の議論を尽くすべきと思うが、どのように考えているのか」との質問があり、当初は、令和2年度末に廃止すると考えていたが、一定の時間をかけて検討し、その結果について関係者の皆様方の御理解を得るようにしたいと、答弁をしております。

報告事項(1)に戻っていただいて、3ページを御覧ください。文教厚生員会等につきましては、2月26日に経済対策補正の分科会が行われ、また、2月29日に新型コロナウイルス感染症への対策等についての委員会が行われました。

なお、3月9日から10日にかけての委員会等では、陳情審査6件や、所管事務に関する質疑がございました。その主な内容として、先ほどの別冊資料の21ページを御覧ください。

中段に記載しておりますが、統合型校務支援システムについて、川崎委員から、その効果についての質問がありました。これに対しまして、2年間で8市町205校に導入をしており、実際に勤務時間の調査を25校で実施し、1日当たり30分から1時間の勤務時間の短縮が図れたという結果が出ていると、答弁をしております。

また、条例議案での主な内容としましては、別冊資料の33ページの下の方になりますが、松本委員からの、第三期長崎県立高等学校改革基本方針について、適正な学校規模の基準を下回る1学年2学級以下の15校については、統廃合の対象となるのか、との質問

報 告(2)

がありました。これに対して、1学年2学級以下の学校においては、地元市町等を交えた協議会を設置し、期間を定めて活性化策の協議を行い、活性化策に取り組むと、その成果を見た上であらためて検討していくと、答弁をしております。

その他の概要につきましては、別冊資料に記載をしておりますとおりでございます。

報告は以上です。

(池松教育長)

ただいまの報告に対して、御質問等はございませんでしょうか。

特に御質問がなければ、続いて、報告事項(2)について、説明をお願いします。

(中尾総務課長)

報告事項(2)「長崎県教育委員会 障害者活躍推進計画の策定について」御説明いたします。

ただいまお配りしました資料を御覧ください。

計画策定の経緯等につきましては、昨年度明らかになった国や地方自治体における障害者雇用率の不適切な計上の状況を踏まえ、障害者雇用促進法が令和元年6月に改正されたことによるものでございます。この法改正により、国や地方自治体に対し、「障害者活躍推進計画」の策定が義務づけられ、この計画策定に関しては、令和2年4月1日に施行されることになっております。

「2 計画の概要」についてであります。計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間としております。策定方法については、国から策定の詳細な指針が示されており、これに基づき障害のある職員や、障害者団体からの意見聴取等を行い、策定することとしております。

計画案の検討に当たりまして、これまで職員アンケートの実施をはじめ、障害のある教職員等からの意見の聴取をしております。これらを踏まえまして、庁内の障害者雇用促進チームにおいて検討を行い、案として取りまとめたところであります。

計画案の内容について、別添の計画(案)によりご説明をいたします。

1ページを御覧ください。「1 策定の趣旨」については、御説明をいたしました経緯等を踏まえた計画を策定し、障害のある教職員の雇用と活躍に向け取り組む旨を記載しております。

策定した計画については、2ページに記載しておりますとおり、

県のホームページへの掲載などにより公表するとともに、県庁のポータルサイト等に掲載し、教職員に対し周知をすることとしております。

3 ページを御覧ください。教育委員会の現状について把握をするために実施しました職員アンケートの結果、概要を掲載しております。

アンケートの結果を見ますと、障害者雇用に関する理解が十分とは言えない状況であり、職員研修等の充実による理解の促進が必要であると考えております。また、ハード面の環境整備について課題であるとする回答が多く、ソフト、ハード、両面での職場環境づくりに取り組んでいく必要があります。

6 ページを御覧ください。障害者の活躍推進に向けた取組内容については、厚生労働省の計画策定指針で示された項目に基づいて作成しております。まず、障害者の活躍を推進する体制整備として、(1) 組織面では、「障害者雇用推進者」による計画の推進、障害者雇用・活躍推進チームの設置のほか、専用窓口の設置など、人的サポート体制の整備などに取り組んでまいります。

7 ページの(2) 人材面については、障害者職業生活相談員に選任された者への資格認定講習の実行、研修の実施などにより、職員の理解促進に取り組んでまいります。

同じページの「2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出」については、教職員の実態を踏まえ、アンケート等を活用した職務の選定・創出などの検討、また、採用前の面談や定期面談の実施などにより、障害のある職員と業務とのマッチングに努めてまいります。

8 ページを御覧ください。「3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理」では、(1) 職務環境として、障害特性に配慮した施設の整備や、就労支援機器等の整備などを進めてまいります。

(2) 募集・採用については、募集案内時や採用選考に当たっての適切な配慮のほか、ワークサポートオフィス等における知的障害者の採用などに取り組んでまいります。

9 ページの(3) 働き方としまして、フレックスタイム制の活用や、年次休暇等の取得促進に取り組んでまいります。

また、(4) キャリア形成として、本人の希望を踏まえ、それぞれの職種に応じた専門性向上のための研修を、障害の実態に応じ、必要な配慮を行いながら実施をしてまいります。

10 ページの(5) その他の人事管理として、定期面談による勤

質 疑	<p> 務状況等の把握、障害のある職員の特性や能力、希望等を把握した上での適切な人事異動などに努めてまいります。 </p> <p> 「4 その他」として、障害者就労施設等への発注にも取り組んでまいります。 </p> <p> 11 ページを御覧ください。これらの取り組みを通して目指す目標として、採用に関する目標と、満足度に関する目標を設定しております。障害者雇用率については、各年6月1日時点での法定雇用率の達成を目標としております。満足度の評価については、現状としてデータを持っておりませんので、計画初年度においてデータを収集し、以降、前年度を上回ることを目標としております。 </p> <p> 最後に、この計画については、県全体で、障害者の活躍推進を図るという趣旨から、知事部局等とも連携して取り組むこととしております。また、障害者団体からの意見がまだ届いていないところもありますので、今後、知事部局等とも最終の調整をした上で、この案をもとに年度内に策定し、4月中に公表をするということとしております。 </p> <p> 計画に基づき、障害のある職員がその能力を発揮して、活躍することができる体制づくり、働きやすい職場づくりに向けて取り組んでまいりたいと考えています。 </p> <p> 説明は以上でございます。 </p> <p> (池松教育長) </p> <p> ただいまの報告に対して、御質問等はございませんか。今、法定雇用率は2.25%ですか。 </p> <p> (中尾総務課長) </p> <p> 2.4%ですが、令和3年3月末までに2.5%に引き上げられる予定です。 </p> <p> (浦川委員) </p> <p> 非常に無礼な言い方かもしれませんが、先般のやまゆり園の件で判例が出たようですが、障害者に対する認識は進んでいません。このアンケートを見てもそうですが、理解が一向に進んでいるかどうか、雇用についても、長崎県の実態ですから、啓発や教育はすごく大事だと思います。 </p> <p> 4 ページのアンケートです。「学校（または県庁等）は障害のある方が働きやすい職場だと思いますか」の結果です。毎年、障害のある人を雇用する際に、やむを得ない事情だと思いますが、特別支 </p>
-----	---

報 告(3)

援学校に配置されることが多いなと思います。それなりの理由があってとは思いますが、教育庁でも雇用されていますか。

(中尾総務課長)

教職員課に1名、聴覚に障害がある方を配置しています。

(池松教育長)

浦川委員の御指摘のように、障害そのものに理解が進んでいないのは、教育委員会だけではなく、社会全体も同じです。総務課長が御紹介申し上げた、教職員課で採用している方は聴覚に障害を持っています。手話教室を開いたりするなど、教職員課の職員は身近に接していますので、お互い学びがあると思います。そういうことも含めて、啓発していきたいと思っています。

続いて、報告事項(3)について、説明をお願いします。

(日高教育環境整備課長)

冊子3の14ページを御覧ください。報告事項(3)「県内市町立幼稚園・小中学校の設置廃止等について」御報告いたします。

学校教育法第4条の2及び同法施行令第25条の規定により、関係市町教育委員会から届け出がありました、令和2年4月1日における学校等の設置廃止についてですが、その概要は、記載の表のとおりでございます。

次に、15ページにそれぞれ記載しておりますので、御覧ください。

まず、幼稚園ですが、園児数の減少に伴い、平戸市立平戸幼稚園、及び南島原市立北有馬幼稚園がいずれも廃止になっています。なお、北有馬幼稚園につきましては、廃止に伴って、新たに、保育所型認定こども園が設置されることとなっております。

次に、小学校でございますが、児童数の減少に伴いまして、長崎市立川平小学校と、雲仙市立雲仙小学校の2市2校について廃止となります。川平小学校は西浦上小学校に、雲仙小学校は小浜小学校に、それぞれ統合されることとなります。

次に、中学校でございますが、小学校と同様、生徒数の減少に伴い、2市2校が廃止となります。長崎市立式見中学校と対馬市立浅海中学校の2校であります。式見中学校は小江原中学校に、浅海中学校は豊玉中学校と大船越中学校に統合されます。

なお、幼稚園、小中学校、いずれも新設はございません。

これらの統廃合の結果、令和2年4月1日現在の市町立の小中学

報 告(4)

校及び義務教育学校の数は、小学校が320校、うち休校が1校、中学校が168校、うち休校が1校、義務教育学校2校、合計490校、うち休校が2校となります。

報告は以上になります。

(池松教育長)

ただいまの報告に対して、御質問はございませんか。

ないようですので、続いて、報告事項(4)について、説明をお願いします。

(本村高校教育課人事管理監)

16ページを御覧ください。報告事項(4)「令和3年度長崎県公立学校教員採用選考試験について」です。2月の定例教育委員会で協議いただきました内容に、本日は日程等を追加いたしております。

まず、「1 試験期日・場所・内容」ですが、第1次試験は7月12日に予定をいたしております。これは、九州主管課長会議において、九州内の統一日として決定をいたしております。1次試験の会場、試験内容につきましては、本年度と同様でございます。

第2次試験のA日程が8月17日、B日程が8月27日から9月4日までの期間のうちに、1日または2日を指定することになっております。

また、小学校本免申請者で、関東会場での受験を希望する者を対象とした新日程は、次年度9月13日に実施をしたいと思います。

「2 実施要項等交付」につきましては、5月8日からを予定しており、高校教育課のホームページからダウンロードして入手することとしております。

「3 出願手続」につきましても、インターネットでの電子申請を原則としており、5月18日から29日までの期間を出願期間としております。

「4 令和3年度長崎県公立学校教員採用選考試験の変更点について」は、2月の定例教育委員会で協議をしていただきました変更点になっております。

これらの試験日程等の概要や、次年度の変更点につきましては、3月下旬に、高校教育課のホームページや、県教育委員会のフェイスブックで公表することによって、志願者に早めに周知を図りたいと思います。

以上でございます。

質

疑

(池松教育長)

ただいまの報告に対して、御質問等はございませんか。

(廣田委員)

優秀な教職員を採用するための改革ですので、全面的に賛成ですが、内外教育の記事で宮崎県も同じように、小学校の実技検査を廃止すると書いてありました。受験者の負担を軽減して、志願者を増やすということですが、小学校教諭と中学校教諭の併願を可能にするとか、あるいは、大学の推薦制度も新設をするとか、英語の資格と持っている人については加点をする等とありました。

よく分からなかったのが、大学の推薦制度です。把握していれば教えてください。

(本村高校教育課人事管理監)

大学からの推薦につきましては、教育委員会が幾つかの大学を定めて、その大学から優秀な方を上げていただいて、推薦を得た方の試験を免除する制度です。例えば、長崎県ですと、長崎大学に推薦を依頼して、大学から、推薦が上がってくれば、その方の1次試験を免除したり、2次試験の一部を免除するような推薦制度です。

(廣田委員)

長崎県では実施していないのですか。

(本村高校教育課人事管理監)

本県では実施をしていませんが、幾つかの県では実施しているようです。

(廣田委員)

今後、そのような制度も必要なのか、あるいは、宮崎県の場合は、SNSや動画を作り配信しているようです。長崎県はいかがですか。

(本村高校教育課人事管理監)

動画等をつくって配信することは、行っていません。まずは採用試験を改善することで受験し易くなると思います。

次年度は、2月定例教育委員会で協議いただきました項目について、改善したいと思っております。

また、優秀な志願者を集めていく上で、広報は非常に大事だと思

報 告 (5)

います。現在、30校ほどの大学にこちらから出向き、大学生、あるいは大学の広報担当の方と話をする機会を作っています。本年度は、長崎大学の教育学部の学生180名にアンケートをとりました。その中の8割は教員採用試験を受けておりますが、2割は教育採用試験を受けておりません。2割の方の不安感はどういうところにあるのか今後分析したいと思います。

今、4年生を対象にした説明会を実施しています。今後は、大学1年生、2年生等もう少し早い段階で、教員の魅力等を、早期から伝えていくような手立てを考えています。

(廣田委員)

志願倍率が低い現状を、改善しなければなりません。改正案については賛成ですが、各県の動向も勉強しながら、各県に劣らない優秀な人材を確保して欲しいと思います。

(池松教育長)

ほかにございませぬか。特にないようであれば、続いて、報告事項(5)について、説明をお願いします。

(木村義務教育課長)

20ページを御覧ください。報告事項(5)「統合型校務支援システム(長崎県推奨システム)構築事業の成果について」御報告いたします。

本事業は、文部科学省の委託を受け、県内市町立小中学校を対象に昨年度と今年度の2カ年にわたり取り組んだものです。

その内容は、「1.目的」に示すとおり、あらゆる校務情報を一元的に集約し、効率的に処理できる高機能システムである、統合型校務支援システムについて、教職員の業務改善や、情報セキュリティの強化及び県内21市町による共同調達、共同運用を目指し、長崎県推奨システムの構築と、県内21市町における導入に取り組んだものであります。

また、「2.事業効果」に記載のとおり、導入効果といたしましては、教職員の働き方改革の推進や、学校における情報セキュリティ対策の強化のほか、市町の導入コストを軽減し、財政状況による市町間格差の解消を期待したものであります。

それでは、2年間の成果を報告いたします。先ほど、中尾総務課長からも説明がありましたように、本年度末現在で8市町、205校が導入をしています。導入の割合は、県内全市町立小中学校の

質 疑	<p>41.4%で、本事業に入る2年前の1.4%と比較すると40%伸びています。導入割合の急激な伸びの一番の理由は、価格の低廉化で、長崎県推奨システムを構築したことと、共同調達をしたことにより、市町は、システム導入に係る初期費用が無料、また、月々の使用料も大幅に削減されました。併せて、勤務時間におきましても、モデル校4市町25小中学校の、平成30年12月と、令和元年12月の調査結果によりますと、1日当たり、教諭職では30分程度、教頭職では50分程度の勤務時間の短縮が図られたとのことであります。勤務時間の短縮につきましては、システムを使い慣れることによって、その効果は一層増すとの認識をしています。</p> <p>なお、勤務時間短縮の要因といたしましては、報告書作成や、評定のチェック、アンケート集計など、事務作業の軽減が上げられています。</p> <p>幾つか補足いたします。21ページを御覧ください。一番下の中央四角囲みの中に書いておりますように、本年度までに導入しているのは、長崎市以下、8市町であります。</p> <p>続いて、22ページを御覧ください。教頭職と教諭職の勤務時間の変化はグラフで示しておりますが、最も勤務時間が長い教頭において、その効果が顕著であります。</p> <p>23ページを御覧ください。導入効果があった好事例として、勤務時間短縮のほか、集計ミス等の減少や、これまでの作業が転用できたことによるシステム利用への抵抗感の少なさ、また、情報共有の簡便さ、市町教育委員会と学校との文書フローの効率化等が上げられています。未導入の13市町におきましても、すべての市町におきまして、次年度以降の導入に向け、検討をしていただいております。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの報告に対して、御質問等はございませんか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>協議事項(1)で質問した第4条での1箇月100時間ということと、この成果の部分の、教頭先生の場合50分削減と言われております。それを一ヶ月に換算すると21日で約17.5時間が削減になります。これを大きいと見るのか、小さいと見るのか、私は、大きいのかなと思いましたが、特に、教頭先生のことを気になっていますが、いかがですか。</p>
-----	--

(木村義務教育課長)

先ほども申し上げましたが、すべての職種の中で教頭の勤務時間が最も長いという結果が出ております。例えば、令和元年度、4月から9月までの時間外勤務時間調査によりますと、一月当たり、時間外勤務100時間を超える市町立小中学校の教頭は全体の6%、80時間から100時間の教頭は全体の15.5%です。これを基準とすると、委員から御指摘があった、一月当たり17.5時間の削減は、80時間から100時間の者がおよそ80時間以内に収まる数字であり、導入の効果は、大きいと考えていますし、繰り返し申し上げますが、システムを使い慣れることによって、その効果は一層増すと認識をしています。

なお、統合型校務支援システムの導入は、働き方改革に向けた取組の一つであります。教頭の職に関しては、校舎の開錠、施錠の他職員への分担とか、PTA関係業務の軽減とか、学校内作成文書の廃止や見直し等、様々な取り組みがありますので、それを総合的に、重層的に重ねる中で、さらに進めていきたいと思っています。

(廣田委員)

ありがとうございました。そのような目に見える成果があっているのであれば、このように数字で、教頭で50分、教諭で30分というのは、現場にとって非常にインパクトが大きいと思うので、こういう数字を、現場にも知らせていながら、今後もしっかりやっていただければと思います。

(浦川委員)

出退勤のソフトは何と言いますか。

(木村義務教育課長)

様々です。

(浦川委員)

先進的に取り組んでいる市町の先生が、結局出退勤はそのソフトで、校務支援システムでやりつつ、押印もしている。理由は、異動で他市町になった時には紙で送る必要があるということ。一例の話ですが、昔は、履歴書も手で書いて負担でした。今はデータになっていると思います。川崎県議が言っておられるように、できるだけ一律にした方が、本当の削減になります。

ところが、進んでいる市町の教職員が、出退勤もデータでやりながら、印鑑も押していると、負担が増えていると思います。残りの205校導入、残りの市町に対して、強力な推進をもっとしてもらいたいという要望です。状況はいかがでしょうか。

(木村義務教育課長)

例えば、公文書等の電子化は、市町内のすべての学校に導入しているところは、進めております。21市町が同じような取り組みができれば、県内全てでできるということで、取り組んでいるところでもあります。働き方改革に係る県の方針は市町に届いていると思います。

この統合型校務支援システムも、平成29年度の1.4%から令和元年度の40.1%まで伸びています。今から3、4年の中で、各市町も進めたいと言っています。要録等、公文書の電子化等、様々な効果がありますので、1年でも早く、皆さんの手元に届くように取り組んでいきたいと思っています。

(池松教育長)

21市町に導入できるのは3から4年後でしょうか。

(木村義務教育課長)

平成29年度にスタートするときに、各市町とは、30年度から5年間をめどに導入していこうとの協議を行いました。

予算も関係しますので、はっきり言えない市町もあります。

(小松委員)

九州各県の導入状況はいかがですか。

(木村義務教育課長)

手元にある一番新しいものは、平成29年度の導入の割合になります。全国的には52.5%です。政令指定都市で80%、中核市で57%、そして、その他の市が28%、町村では17%です。

つまり、小規模自治体において導入が遅れています。本県の場合、小規模自治体も導入しています。その成果もあり、平成29年度は1.4%、全国最下位でしたが、今年度は41%まで伸びました。来年は全国に追いつき、その先は抜くのではないかと期待しています。

(池松教育長)

県全体での取り組みはまだ少ないです。先ほどの説明にありましたように中核市、政令市とは、いわゆる市町村単位でやっているところの割合でしょうか。

(木村義務教育課長)

はい。県全体で同一のシステムを導入しているのは、鳥取県だけだと思います。本県と同じような取り組みを進めているところが、9道県ほどあります。

(池松教育長)

ほかにございませんか。先ほど説明でありましたように13の残りの市町も、入れる意思はあるけども、財政的なことがあります。働き方改革にも連動し、先ほど御協議いただきました規則の件で、市町単位でも規則等を改正することになります。あらゆる対策をとっていく中でシステムの導入は有効な手段になりますので、我々からも今後も働きかけを強めたいと思います。

続いて、報告事項(6)について、説明をお願いします。

(分藤特別支援教育課長)

冊子3の24ページ、報告事項(6)「障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会第3回会議について」御報告をいたします。

第3回会議につきましては、「幼稚園等、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の充実について」を協議題としまして、2月19日に開催いたしました。

「2 会議内容」といたしましては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各園長、校長の代表委員から、それぞれ学校種における特別支援教育の現状とその方向性について、5点について情報提供をいただきました。

25ページを御覧ください。①特別支援教育の視点を生かした学級経営、個に応じた指導・支援の充実、②校内の人材を活用した効果的な支援体制の構築、③切れ目ない支援体制の構築、④学校内外の専門家・関係機関等と連携した支援の充実、の4つを柱として協議を行いました。委員からの主な意見の内容については、資料に記載のとおりでございます。

なお、第4回会議につきましては、特別支援教育に携わる教職員の専門性向上を協議題として、5月20日に開催予定としておりま

<p>質 疑</p>	<p>す。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの報告に対して、御質問等はございませんか。</p> <p>(浦川委員)</p> <p>幼稚園等から参加していただくことは良い事だと思います。今私も、更生保護関係のボランティアをしており、様々な書物やら機関誌を読みますが、犯罪を起こしている人たちの中に、発達障害の人が多いたることがあります。学者や、関係の人たちが最後に書くのは、やはり教育が充実しなければならないとしています。</p> <p>それは特別支援教育の質の問題よりも、日本全国の教育の問題だろうし、社会も含めた認識の問題だと思います。そもそも、それを受け入れない親たちが非常に困って、先生たちも四苦八苦しているところもあります。とにかく、早く改善して、そのプログラムを受けていくような仕組みというのが、親も、先生たちは一生懸命思っても、親に言えない、受け入れてくれない、何かもやもやしながら次の学校に送り出すというところが、非常に苦しんでいる。</p> <p>その社会のもどかしい中で、その子がどうにもならなくなり、結局、二次被害が犯罪になっていると思います。何とかどこかで救えないかと思います。私たちも、教育だけの視点で、あるいは、親を説得したりするときの、もっと早期医療、治療につなげていくところがもっと大事にされて、強化していく必要があるなど、思い悩んでいますが、犯罪者に送り込まないとか、第二次被害者に送り込まない意味で、その親に理解してもらうことの早期的な対策はどのような議論になるのですか。</p> <p>(分藤特別支援教育課長)</p> <p>委員御指摘のとおり、例えば、25ページ、④の2つ目の「・」の一番最後の行に、「医療や福祉につながる情報提供」いわゆるつながると、教育等がしっかりと早期から、子どもを中心に、家族を中心にしっかりとつながっていくことが大事ということ、この検討会では、保護者の立場であられる委員の方からもいただきました。医師の立場である委員からもそういうお話をいただきました。これからは、点ですのではなくて、面でしっかりと早期から支援していく、支えていくというネットワークづくりをしっかりと、今後、部局を超えてやっていく、関係機関を超えてやっていくということ</p>
------------	---

が大事だと御意見をいただいたところでございます。

答えとしては、この在り方検討委員会で、そういった委員御指摘の視点をしっかりと御議論していただいているところでございます。

(浦川委員)

医療、福祉、よく言いますが、足りないように思います。刑務所関係の人も入れてもいいのではないかとともに思います。犯罪を起こさせてはいけません。例えば、裁判所等で医療、調査をしている人たちの意見も聞きつつ、このところをこうした仕組みを作っておけば防ぐことができた、ということが後から流れの中で見えてくる時があります。社会の中で具体化できるような仕組みとか、専門家会議というのか、連携会議というのか、そういったことも御検討いただければなと思います。

(分藤特別支援教育課長)

委員御指摘の検討会議は、実は、障害のある人とない人の条例の評価を県としていくときの検討会議が、県で立ち上がっています。そこには、警察からの代表であるとか、例えば、交通機関での差別的なケースはなかったかとか、様々な事例を検討するような大きな会議もございまして、そちらに、教育委員会代表として私が参加しているところでございます。

そういった大きな会議で議論になったところにつきまして、特に、教育に関するところと連携、教育が関係機関と連携すべきところ、こういったところは、しっかりと教育委員会に持ち帰って、できることを協議検討していくというところは、これまでも、これからも大事だと思っています。

(池松教育長)

ほかにございせんか。浦川委員おっしゃったように、発達障害の関係では、すべてをフォローアップして網羅できていないということはあると思います。社会全体のシステムとしては、特別支援の範疇を超えていると思いますけども、社会全体のシステムの中の俯瞰したところで、特別支援学校が担うべきものという議論をしていく必要があると思います。協議会で、浦川委員おっしゃったように、全体というのは、権限もない部分があると思いますが、議論の中では、特別支援学校が、社会全体のシステムの中でどんな役割を、どこまで担うかというのはしっかりと議論していただく必要があると

<p>報 告 (7)</p>	<p>思います。よろしく申し上げます。 ほかにございませんか。 ないようでしたら、続いて、報告事項 (7) について、説明をお願いします。</p> <p>(山口生涯学習課長) 資料 26 ページをお開きください。報告事項 (7) 第 35 期第 5 回長崎県社会教育委員の会議結果について、御報告いたします。 「1 開催日」は、2月3日で行いました。 「2 出席者」は、16名中13名が出席をしました。 「4 協議内容」に書いておりますけれども、この会議では、本課が、県内の社会教育関係団体に補助金を出してございまして、その補助金が適正かどうかということを見ていただいております、了承を得ております。 それから、2つ目の「○」でございまして、委員のうちの1人、中野委員、この方は、メディア安全指導員といたしまして、インターネットの利用等についての講演などを行っていらっしゃる方ですが、この方が、国の事業で、ドイツに2週間ほど行かれまして、その視察の報告をされております。 そのほか、いろいろな意見交換等の結果はそこに記したとおりでございます。 以上です。</p>
<p>報 告 (8)</p>	<p>(池松教育長) ただいまの報告について、御質問等ございませんか。 ないようであれば、続いて、報告事項 (8) について、説明をお願いします。</p> <p>(渡邊理事兼長崎図書館館長) 資料 27 ページ、報告事項 (8) 「令和元年度第 2 回長崎県立長崎図書館協議会の会議結果について」御報告申し上げます。 こちらは、図書館法という法律に基づき、県の条例によって設置されている附属機関、いわゆる審議会でございます。 本年度第 2 回目の会議が 2 月 17 日に開催されました。第 1 回目につきましては、8 月に開催され、9 月の定例教育委員会で報告させていただきます。 第 2 回の会次第はそこに記載のとおりで、概要は、項目 5 番に記載しております。まず、今年度の事業概要の報告をいたしました。そ</p>

質 疑	<p>して、来年度、令和2年度の事業計画（案）について御説明をした上で、委員の方々から御意見・御質問をいただきました。</p> <p>主な御意見・御質問はここに5つほど記しましたが、大きく分けて3つに分類できるかと思います。一つが、ミライo n図書館が昨年10月に開館しましたので、その運営状況・サービス状況について、もう一つが、これは生涯学習課が主担当になりますが、子ども読書活動の推進。これは積極的に取り組んでほしいという御意見等がありました。それから3つ目が、主な意見のひとつ目、四つ目。五つ目の「・」にあるように、図書館の施設におけるサービスではなく、県内市町立図書館に対する支援についてで、これに対する御関心が高かったということになります。この背景といたしましては、教育行政としては若干ユニークかもしれませんが、図書館については、文部科学省が発している告示で「図書館の設置及び運営上の望ましい基準という基準」というものが定められております。この中で、県立図書館の役割として、域内の図書館、すなわち市立図書館や町立図書館に対する支援というのが非常に重要な役割として求められておりますので、それを踏まえた御意見・御質問が多かったということでございます。</p> <p>今後の予定といたしましては、今年度委嘱した委員の方々の任期が、もう1年あり、次回は令和2年8月ごろに来年度第1回会議を開催する予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの報告に対して、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>主な意見の3つ目に書いてある、ミライo n図書館の来館者数についてというのは、どういう意見でしたか。</p> <p>(渡邊理事兼長崎図書館館長)</p> <p>10月5日の開館当初は、新聞やテレビ等でもかなり報道されて、非常に入館者が多かったという印象は委員の皆さんお持ちでいらっしやいましたが、その後、減っているのかどうかという御心配含みでのお尋ねでございました。</p> <p>それに対しましては、概数ではありますが、入館者数の推移をお示ししました。10月はもちろん新しい施設ができたということで、非常に多かったのが、11月、12月と徐々に減ってきたけれども、</p>
-----	---

議題
協議
報告

12月で底を打って、12月から1月、1月から2月にかけては実は微増です、ということをお説明申し上げました。併せて御説明申し上げたのは、これは全国どこの図書館でも大体一緒ですが、季節要因というものがござります。寒い季節というのはどうしても図書館に足を運ぶ方が少なくなる傾向があります。それを考えると12月である意味ボトムに達して、今はコロナウイルス感染拡大という特殊事情がありますが、恐らく今後は今の水準の来館者数が大体平均的な数字となり、そこからあとは季節要因で変動していくということが予想されますと御説明を申し上げました。

(池松教育長)

ほかにございませんか。御質問ないようですので、以上で、報告事項は終了いたします。

次の議案審議から非公開で行いますので、報道関係者の方は退席をお願いいたします。

(別紙議事録)

(別紙議事録)

(別紙議事録)

午後4時55分、本日の会議を終了